

船舶事故調査報告書

平成24年1月12日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 庄 司 邦 昭
委員 石 川 敏 行
委員 根 本 美 奈

| | |
|---|--|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成23年7月10日（日） 15時15分ごろ |
| 発生場所 | 福岡県新宮町新宮海岸沖 福岡県福岡市所在の奈多港沖防波堤南灯台から真方位048° 3,430m付近 (概位 北緯33° 43.0′ 東経130° 25.8′) |
| 事故調査の経過 | 平成23年7月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | A 水上オートバイ まひろ号、5トン未満 290-54901福岡、個人所有 2.70m (Lr) × 1.11m × 0.46m、FRP ガソリン機関、55.90kW、平成13年4月 B 水上オートバイ TUKASA、0.1トン 290-57888福岡、個人所有 2.70m (Lr) × 1.11m × 0.46m、FRP ガソリン機関、55.90kW、平成16年7月 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A 男性 28歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成23年7月5日 免許証交付日 平成23年7月6日 (平成28年7月5日まで有効) B 船長B 男性 28歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成16年7月23日 免許証交付日 平成23年6月8日 (平成28年6月7日まで有効) |
| 死傷者等 | A 負傷 2人（船長Aが頭部打撲などにより2週間の入院加療、同乗者Aが打撲傷） B 負傷 2人（同乗者B ₁ 及び同乗者B ₂ が打撲傷など） |
| 損傷 | A 右舷中央側面に破口を伴う損傷 B 左舷船首側面を損傷 |
| 事故の経過 | 船長A及び船長Bは、友人十数人と共に平成23年7月10日08時ごろから新宮海岸で海水浴や水上オートバイでの遊走を行い、A船及びB船に交互に乗船して遊走していた。 |

| | | |
|--------|--|---|
| | <p>A船は、船長Aが操縦し、後部座席に同乗者1人（以下「同乗者A」という。）を乗せて新宮海岸沖を遊走中、B船が漂泊していたので、B船に接近して航走波による波しぶきをかけて北東進した。</p> <p>A船は、北東進中に右転したところ、右舷側を並航していたB船と衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが操縦し、後部座席に同乗者2人（以下「同乗者B₁及び同乗者B₂」という。）を乗せ、新宮海岸沖を遊走したのち、船首をほぼ北へ向けて漂泊中、A船から波しぶきをかけられたので、A船の追走を始めた。</p> <p>船長Bは、北東進中のA船の右舷後方を速力約40km/hで追走して徐々に接近し、A船の右舷側を約5～6m隔ててほぼ並走状態となったとき、A船が右転したことに気付いたものの避けることができず、15時15分ごろA船の右舷中央部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>A船及びB船の乗船者は、全員が落水し、頭部を打撲した船長Aが船長B及び海水浴客に救助され、同乗者A、同乗者B₁及び同乗者B₂の3人と共に救急車で病院に搬送された。</p> | |
| 気象・海象 | <p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約50cm</p> | |
| その他の事項 | <p>船長Aは、特殊小型船舶操縦免許を取得して4日目であり、水上オートバイを操縦するのは、事故当日が初めてであった。</p> <p>船長Bは、特殊小型船舶操縦免許を取得して7年目であり、これまで何度も水上オートバイを操縦した経験があった。</p> <p>船長Bは、飲酒をしていなかった。船長Aの飲酒の状況については、不明であった。</p> <p>A船及びB船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p> | |
| 分析 | <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、新宮海岸沖を北東進中、船長Aが、右舷側の見張りを行っていなかったことから、右舷後方から追走してきたB船がA船の右舷側を並走していることに気付かずに右転し、B船と衝突した可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、新宮海岸沖においてA船の右舷後方を追走して北東進中、船長Bが、A船の右舷側を約5～6m隔てて並走したことから、右転したA船と衝突したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、新宮海岸沖において、A船が北東進中、B船がA船の右舷後方を追走しながら北東進中、船長Aが、右舷側の見張りを行わずに右転し、また、船長Bが、A船の右舷側を約5～6m隔てて並走したため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p> | |
| 参考 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水上オートバイは、遊走中に急な増減速又は旋回を行うことがあるので、互いに安全な船間距離を保つこと。 | |

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・水上オートバイで増減速、進路の変更又は旋回を行うときには、側方又は後方の確認を行うこと。 |
|--|---|